

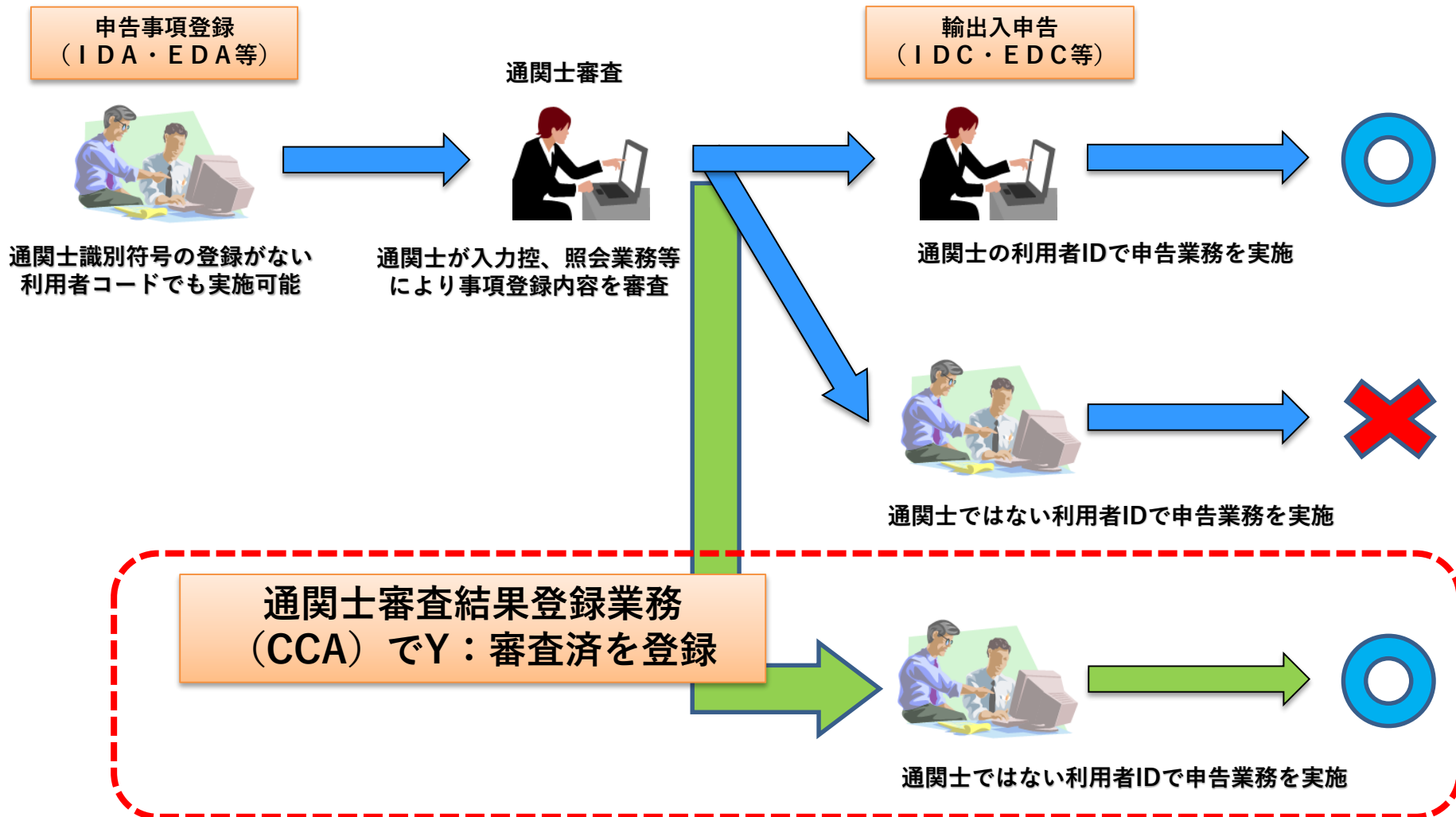
通関士審査結果登録業務（CCA業務）

輸出入・港湾関連情報処理センター株式会社



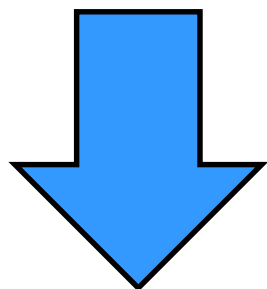
1. 通関士審査結果登録業務の概要

輸出入申告は通関士識別符号の登録がある利用者ID(通関士の利用者ID)でなければ実施できませんが、事前に通関士審査結果登録業務を行うことにより、通関士ではない利用者IDによる申告業務が可能となります。



こんな時は……

- ①シフト制をもっと活用したい！
- ②分業制で効率化したい！



通関士審査結果登録業務で解決！！
通関士ではないIDでも申告可能

- ①遅番対応の通関士が翌日分を審査し、
翌朝の早番の従業者が申告！
- ②書類作成者 ⇒
書類審査をする通関士 ⇒
申告業務実施者の3人で分業可能！

こんな
使い方も！

CCA業務(通関士審査結果登録業務)で

N：訂正要 を登録すると、



たとえ通関士のIDでも申告できなくなります！



防ぎます！

申告内容に訂正が必要であるにもかかわらず、
誤って申告してしまった。

* 事項登録の訂正後は、通関士審査結果が無効となりますので
再度CCA業務を行う必要があります。